



広報

川越

— No. 340 —

8月10日

■発行所 川越市役所

■電話 川越 (0492) 24-8811(代)

■発行人 川越市長 加藤 瀧二

■編集 企画部企画課



主な内容

9月9日は市長選挙 …… 2～3P

印鑑登録の更新手続き、収入役但木敬吾氏逝去、特別児童扶養手当など該当者は申し出を保留地の公表 …… 4～5P

教育100年展の資料収集、水洗化区域が拡大、東南アジアの訪問記、更生相談、アフリカの干ばつへ救援金受付中、前号の訂正

市民のページ …… 6～7P

写真ニュース、はくらの作文、川越の歴史、愛のプレゼント、句会だより、グループ紹介

お知らせのページ… 8～9P

ツベルクリン注射・BCG接種を実施、第26回市民体育祭水泳の部決まる、勤労青少年ホームの第9回教養講座、婦人会館で若い女性教室、中央公民館の七宝焼講座ほか

交通安全だより …… 10P

着用しようヘルメット、過労運転の防止、埼玉県交通安全憲章、交通指導員から一言

9月9日は市長選挙

不在者投票…8月30日から

九月九日は、任期満了に伴う川越市長選挙の投票日です。そこで、選挙の当日、投票所へ行けない方のために、不在者投票の制度についてお知らせします。

不在者投票は、どんな場合でもできるというのではなく、次のいずれかの理由に該当する場合に限られます。

- 選挙人が自分の投票区の区域外で、職務または業務に従事中であるとき
- 選挙人がやむを得ない用務または事故などのため、川越市の区域外に旅行中か滞在中のとき
- 選挙人が病氣、けが、妊娠、老衰、身体障害、産じよくなど

選挙運動の制限

戸別・署名などは禁止

選挙運動とは、特定の選挙で、特定の候補者を当選させるために多くの選挙人が、その候補者に投票するよう働きかける行為ですが、前にも述べたように、その手段は制限されています。

選挙運動として認められているもの、または禁止されているものは次のとおりです。

選挙運動は、本来自由であるのが理想です。しかし完全に自由になつてしまうと、金のある人が有利になり、公正な選挙が行なわれなくなつてしまい、真に有権者の意志を代表する人が選ばれなくなつてしまつておそれがあります。

このため、選挙運動には、公職選挙法という法律で、いろいろな制限を設けています。

しかし、選挙運動といふことは立候補者やその運動員に関係する

選挙運動

運動期間

選挙運動の期間は、立候補の届出をした日から、投票日の前日までです。

立候補届出前の選挙運動は、事前運動ということで禁止されています。

選挙事務所

選挙事務所は、選挙運動に関連したいろいろな事務を取り扱う場所的施設で、選挙運動の拠点となつてきます。

戸別訪問の禁止

各戸を訪問して、投票を依頼したり、反対に投票しないように依頼することなどは、禁止されています。

署名運動の禁止

選挙に關して、〇〇に投票しよう、または〇〇に投票しないようにするなどを目的として、選挙人を対象に署名運動をすることは禁止されています。

個人演説会と街頭演説

候補者は、その選挙運動のために演説会を開くことができます。

街頭演説は、午前七時から午後八時までですが、演説を行なう場合、選挙管理委員会から交付された標旗を掲げることになつて

飲食物の提供

選挙運動に關し、飲食物を提供することは禁止されています。

ただし、選挙事務所、湯茶や

選挙運動の文書・図画

頒布できる文書は「選挙用」と表示のある通常の紙がきだけて、枚数は、市長選挙の場合五千枚までです。

掲示できる文書

- 選挙事務所、選挙運動用自動車、個人演説会の会場で使用する文書は、ポスター、立札、看板、ちようちんの類です。
- これらのものも、数量、大きさに制限があります。
- 候補者が使用する文書、胸章、腕章およびたすき類
- 選挙運動用ポスター

これにともない通常用いられる程度の茶菓子を出すことは差し支えありません。

また、運動員や労働者に対する弁当の提供も、一定の範囲内で許されています。

掲示できない場所

- 選挙運動用のポスター類は、次の個所には掲示できません。
- 国、県、市町村、国有鉄道、専売公社、電信電話公社等が所有、または管理している物件
- 住宅は除かれます。
- しかし、選挙用ポスターを、他人の工作物等に掲示しようとするときは、その居住者、居住者がいない場合はその管理者、管理者がいない場合はその所有者から、それぞれ承諾を得なければ掲示できないことになつています。
- 以上は、選挙運動に關した、ごく一部の事項です。
- このほか多くの規制事項もありま
- 公正な選挙を執行するために、選挙管理委員会へお問い合わせください。(☎)一八八一―内線五〇一―五〇三)

おすすめですか

印鑑登録の更新手続き

市では、印鑑証明に関する事故の防止と交付時間の短縮、それにきれいな証明書を発行する目的で、昨年十月から従来の制度を改め、騰本方式を採用しています。

そして、この制度に切替えるための印鑑登録更新申請の手続期間を、昨年十月から本年九月末日までと定め、みなさんに更新申請の手続きをお願いしてきました。しかしまだ半数程度の方は手続きを済ませておりません。

期限を過ぎますと、従来の登録は無効になり、改めて登録していただくこととなります。

この場合は、新規登録になりますので、本人の運転免許証を持参して申請する場合を除いては、登録と同時に印鑑証明書を発行することができません。はがきで本人であるかどうかの照会をしますの

で、通常でも申請後二・三日の間が必要で

まだ更新申請が済んでない方は、お早目に更新手続きをされるようおすすめします。

なお、係では勤労者家庭等の便宜を計るため、次のように窓口の執務時間を延長し、更新申請の受け付けを行ないますので、夕涼みを兼ねお出かけください。

▽市役所市民課の窓口

期日：八月十七日～二十一日

時間：平日：午後五時～七時

土曜：午後一時～三時

日曜：午前九時～午後三時

▽各出張所の窓口

期日：八月二十七日～二十八日

時間：午後五時～七時

手続きが必要な方

昭和四十七年九月三十日以前に印鑑登録をした方で、印鑑登録更新手続きをしていない方です。

なお、昭和四十七年十月一日以後に印鑑登録または印鑑証明の交付を受けた方は必要ありません。

窓口にお出かけの際は、必ず登録してある印鑑を持参ください。

このほか、くわしいことは市民課出張所にお尋ねください。

児童扶養と特別児童扶養手当

該当者は申し出を

川越市の児童手当および国の児童手当制度とは別に、「児童扶養手当」「特別児童扶養手当」という二つの国の制度があります。

この二つの手当は、それぞれ該当者の申し出によって支給されます。また児童手当の支給を受けている方でも、次の要件に該当すれば併給ができます。

該当する方は市役所社会課へ申し出てください。

児童扶養手当

受給できる方：父親のいない家庭の児童または父親が重度の身体障害(障害程度等級表の一級または二級程度)等の家庭の児童で、その児童を母親が母親にかわつて養育している方に支給されます。

対象になる児童：〇歳から義務教育終了前の児童(ただし里子や児童収容施設などに入所者は除く)

所得制限：二親世帯を請求する人および請求者と同居している配偶者、扶養義務者(兄弟、姉妹および直系血族：父、母、子、祖父母)の前年の所得が、下表の所得額を越えないことが必要です。

支給額：児童一人の場合月額四千三百円、一人増えるごとに四百円が加算になります。

特別児童扶養手当

受給できる方：身体または精神に障害のある児童を監護する父か母または父母にかわつてその児童を養育している方に支給されます。この場合も前述の公的年金を受けることができず、養育費が支給されません。

対象になる児童：〇歳から義務教育終了前(知的指数が三十五以下)日常生活において、常時介護を必要とする程度の状態にある二十歳未満の児童、または重度の身体障害等(障害程度等級表の一級または二級程度)の状態にある二十歳未満の児童。

所得制限：児童一人につき月額四千三百円。

このほかくわしいことは、市役所社会課(☎)一八八一―内線二九一―三へお尋ねください。

収入役但木敬吾氏逝去



川越市収入役但木敬吾(六十歳)氏は、心衰弱のため七月二十三日逝去されました。

葬儀は、七月二十七日市内幸町の長喜院でしめやかにとり行なわれました。

故但木敬吾氏は、昭和二十六年四月川越市議会議員に当選以来、市監査委員、副議長、収入役の重職につき、二十余年にわたり川越市の進展に貢献されました。

〔略歴〕

昭和十四年十月 明治大学会計学講師

昭和二十一年二月 川越製糸(株)常務取締役

昭和二十六年四月 川越市議会議員当選(二期)

昭和三十一年五月 川越市議会副議長就任

昭和三十一年九月 川越市収入役に就任、現在に至りました。

なお、但木敬吾氏の逝去により、当分の間、副収入役の大塚敏三氏が収入役の職務を代理します。

児童扶養手当・特別児童扶養手当の所得制限額表

扶養親族の人数	本	人	配偶者および扶養義務者
0人	1,204,700円	4,710,000円	
1	1,344,700	4,910,000	
2	1,484,700	5,050,000	
3	1,624,700	5,190,000	
4	1,764,700	5,330,000	
5	1,904,700	5,470,000	
6	2,044,700	5,610,000	

扶養親族1人増すごとに140,000円を加えます。

自給自足のくらし
 第二回 青年海外派遣員の訪問記 (最終回)

農業を使い、化学肥料をつぎ込み、機械を導入して省力多収の農業を行なっている日本のやり方をそのままタイにあてはめるわけにはいかない。

タイの水田はたいてい天恵の養魚池をかかえていること、水田をうろおす川は、魚をみがきコメをとる水浴びをする生活そのものの場所であること、サンパンを浮べて商売を水上生活者が非常に多いことなどを考えなければならぬからである。日本のようなことをしたらいタイの人びとの生活のバランス

物や模型、写真、拓本などの教育関係資料を展示し、先人の努力の足跡をふり返るとともに、これからの教育の望ましい姿を考えていく一つのかたきにするため「川越の教育百年展」を計画しています。

開催期日は、十一月二十日から二十五日までの六日間。会場は川越城本丸御殿(郭町二丁目)の予定を、実

旭町・広栄町などの一部
 七月十九日から次の地域が水洗可能区域になりました。

旭町二丁目一八番地一、二五番地一、二六番地一、二七番地一、二八番地一、二九番地一、三〇番地一、三一番地一、三二番地一、三三番地一、三四番地一、三五番地一、三六番地一、三七番地一、三八番地一、三九番地一、四〇番地一、四一番地一、四二番地一、四三番地一、四四番地一、四五番地一、四六番地一、四七番地一、四八番地一、四九番地一、五〇番地一、五一番地一、五二番地一、五三番地一、五四番地一、五五番地一、五六番地一、五七番地一、五八番地一、五九番地一、六〇番地一、六一番地一、六二番地一、六三番地一、六四番地一、六五番地一、六六番地一、六七番地一、六八番地一、六九番地一、七〇番地一、七一番地一、七二番地一、七三番地一、七四番地一、七五番地一、七六番地一、七七番地一、七八番地一、七九番地一、八〇番地一、八一番地一、八二番地一、八三番地一、八四番地一、八五番地一、八六番地一、八七番地一、八八番地一、八九番地一、九〇番地一、九一番地一、九二番地一、九三番地一、九四番地一、九五番地一、九六番地一、九七番地一、九八番地一、九九番地一、一〇〇番地一

生活の現状や感情の理解を
 中野玄雄 必要意見
 青少年相談員 大宇寺山五三七 農業 (二十五歳)

タイでは、反乗用車六〇が日本製品で、自力でえんぴつ一本つくれないうタイの現状や生活感情をじゅうぶん理解してゆく態度が、なによりも大切だと思ふのである。

低賃金の労働者
 タイの人びとの給料はおそらくほど安い。たとえばお手伝いさん

彼女たちは、頼まれた買物の値段をこまかしたり、そのもの段をこまかしたり、それらのものをちよいと失敬したりしてちゃんと足りない分を補っているからという話をきかされたときの悲しい思いがいまも胸につかえている。

前号の訂正
 前号の七ページ、第三回農業空中散布の中で、使用する薬剤が粒状とありましたが、今回は粉剤を使用しますのでお詫びして訂正します。

なお、この粉剤は低毒性ですが、なるべく散布付近には近寄らないようにしてください。

教育100 資料収集

目で見えた東南アジア

参考 状、免許証、給料表、作品、辞令、書、料理 日課表、授業時数、募集要項、印刷、裁縫用具、洗たく用具、工作用具、辞書、ノートなど。

写真類 (絵ハガキ、ポストカード、卒業舎、卒業証書、運動会、学芸会、修学旅行など)、授業風景、遊戯、家庭生活、風俗など、その他卒業証書、通知表、賞状、免許証、給料表、作品、辞令、日課表、授業時数、募集要項、印刷、裁縫用具、洗たく用具、工作用具、辞書、ノートなど。

旭町三丁目一八番地一、二五番地一、二六番地一、二七番地一、二八番地一、二九番地一、三〇番地一、三一番地一、三二番地一、三三番地一、三四番地一、三五番地一、三六番地一、三七番地一、三八番地一、三九番地一、四〇番地一、四一番地一、四二番地一、四三番地一、四四番地一、四五番地一、四六番地一、四七番地一、四八番地一、四九番地一、五〇番地一、五一番地一、五二番地一、五三番地一、五四番地一、五五番地一、五六番地一、五七番地一、五八番地一、五九番地一、六〇番地一、六一番地一、六二番地一、六三番地一、六四番地一、六五番地一、六六番地一、六七番地一、六八番地一、六九番地一、七〇番地一、七一番地一、七二番地一、七三番地一、七四番地一、七五番地一、七六番地一、七七番地一、七八番地一、七九番地一、八〇番地一、八一番地一、八二番地一、八三番地一、八四番地一、八五番地一、八六番地一、八七番地一、八八番地一、八九番地一、九〇番地一、九一番地一、九二番地一、九三番地一、九四番地一、九五番地一、九六番地一、九七番地一、九八番地一、九九番地一、一〇〇番地一

旭町三丁目一八番地一、二五番地一、二六番地一、二七番地一、二八番地一、二九番地一、三〇番地一、三一番地一、三二番地一、三三番地一、三四番地一、三五番地一、三六番地一、三七番地一、三八番地一、三九番地一、四〇番地一、四一番地一、四二番地一、四三番地一、四四番地一、四五番地一、四六番地一、四七番地一、四八番地一、四九番地一、五〇番地一、五一番地一、五二番地一、五三番地一、五四番地一、五五番地一、五六番地一、五七番地一、五八番地一、五九番地一、六〇番地一、六一番地一、六二番地一、六三番地一、六四番地一、六五番地一、六六番地一、六七番地一、六八番地一、六九番地一、七〇番地一、七一番地一、七二番地一、七三番地一、七四番地一、七五番地一、七六番地一、七七番地一、七八番地一、七九番地一、八〇番地一、八一番地一、八二番地一、八三番地一、八四番地一、八五番地一、八六番地一、八七番地一、八八番地一、八九番地一、九〇番地一、九一番地一、九二番地一、九三番地一、九四番地一、九五番地一、九六番地一、九七番地一、九八番地一、九九番地一、一〇〇番地一

アフリカの干ばつへ
 一 救援金を受付中

アフリカの干ばつによる被害はますますひどくなり、飢餓寸前の人は推定六百万人にもなっています。各国赤十字社も本格的な救援活動に乗り出していますが、被害の増大にはとても追いつけない現状のようです。

日本赤十字社では、これらの人々を救援するため、現在救援金の受付をしています。市では、八月末まで市役所社会課(☎24-1811)内線一九八二で受付けていますから、みなさんのご協力をお願いします。

年展を計画 にご協力を

お貸しください
 教材用具や写真など

展示物 でお借りして、これを展示しますの

展示物 でお借りして、これを展示しますの

水洗化区域が拡大

旭町・広栄町などの一部
 七月十九日から次の地域が水洗可能区域になりました。

旭町二丁目一八番地一、二五番地一、二六番地一、二七番地一、二八番地一、二九番地一、三〇番地一、三一番地一、三二番地一、三三番地一、三四番地一、三五番地一、三六番地一、三七番地一、三八番地一、三九番地一、四〇番地一、四一番地一、四二番地一、四三番地一、四四番地一、四五番地一、四六番地一、四七番地一、四八番地一、四九番地一、五〇番地一、五一番地一、五二番地一、五三番地一、五四番地一、五五番地一、五六番地一、五七番地一、五八番地一、五九番地一、六〇番地一、六一番地一、六二番地一、六三番地一、六四番地一、六五番地一、六六番地一、六七番地一、六八番地一、六九番地一、七〇番地一、七一番地一、七二番地一、七三番地一、七四番地一、七五番地一、七六番地一、七七番地一、七八番地一、七九番地一、八〇番地一、八一番地一、八二番地一、八三番地一、八四番地一、八五番地一、八六番地一、八七番地一、八八番地一、八九番地一、九〇番地一、九一番地一、九二番地一、九三番地一、九四番地一、九五番地一、九六番地一、九七番地一、九八番地一、九九番地一、一〇〇番地一

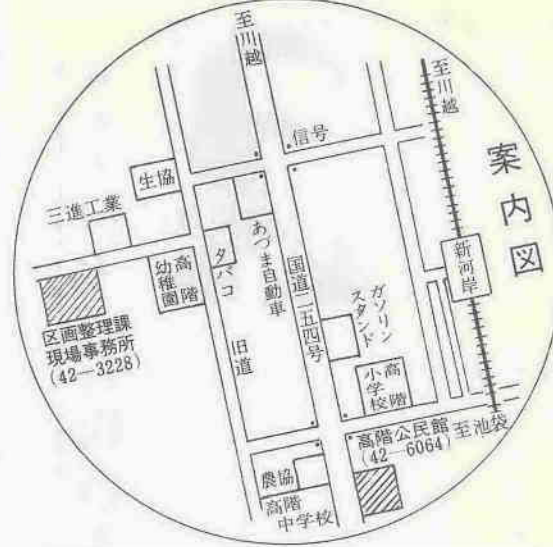
旭町三丁目一八番地一、二五番地一、二六番地一、二七番地一、二八番地一、二九番地一、三〇番地一、三一番地一、三二番地一、三三番地一、三四番地一、三五番地一、三六番地一、三七番地一、三八番地一、三九番地一、四〇番地一、四一番地一、四二番地一、四三番地一、四四番地一、四五番地一、四六番地一、四七番地一、四八番地一、四九番地一、五〇番地一、五一番地一、五二番地一、五三番地一、五四番地一、五五番地一、五六番地一、五七番地一、五八番地一、五九番地一、六〇番地一、六一番地一、六二番地一、六三番地一、六四番地一、六五番地一、六六番地一、六七番地一、六八番地一、六九番地一、七〇番地一、七一番地一、七二番地一、七三番地一、七四番地一、七五番地一、七六番地一、七七番地一、七八番地一、七九番地一、八〇番地一、八一番地一、八二番地一、八三番地一、八四番地一、八五番地一、八六番地一、八七番地一、八八番地一、八九番地一、九〇番地一、九一番地一、九二番地一、九三番地一、九四番地一、九五番地一、九六番地一、九七番地一、九八番地一、九九番地一、一〇〇番地一

精神薄弱者の更生相談
 視力障害者の更生相談

次の要領で「精神薄弱者」と「視力障害者」の更生相談が開かれます。相談はすべて無料ですから、お気軽においでください。

〈精神薄弱者巡回更生相談〉
 日時 八月二十一日(火) 午前十時から午後三時まで
 場所 市役所七階大会議室

〈視力障害者巡回更生相談〉
 日時 八月二十八日(火) 午前十時から午後三時まで
 場所 川越地方庁舎



保留地公売のお知らせ

市で施行している高階第一土地区画整理事業の保留地を次のとおり公売します。

〈公売する土地〉
 所在地=大字砂新田地内 区画数=10区画
 地目=宅地

〈公売方法〉
 一般競争入札によって最高価格者に売却します。

〈入札参加資格と公売条件〉
 ① 入札は1世帯1区画とし、市内および県内に引き続き3ヵ月以上居住している方、県外から市内に勤務している方(この場合住民票または勤務先の在勤証明書が必要)および県外居住者等で、この土地区画整理事業施行区域内の土地所有者または借地権者(住民票は不要ですが事前に区画整理課の証明が必要)である方は参加できません。
 ② 不動産の売買を営む方および今までに川越市施行の土地区画整理事業保留地を取得したことのある方は参加できません。
 ③ 落札した保留地は、3ヵ年を経過しないうちは権利の譲渡はできません。
 ④ 土地代金は、落札後30日以内に納入していただきます。

〈現地案内と説明会〉
 8月16日(木)午前10時と午後1時の2回、入札の説明会と現地案内を行ないます。会場は、区画整理課現場事務所(案内図)です。

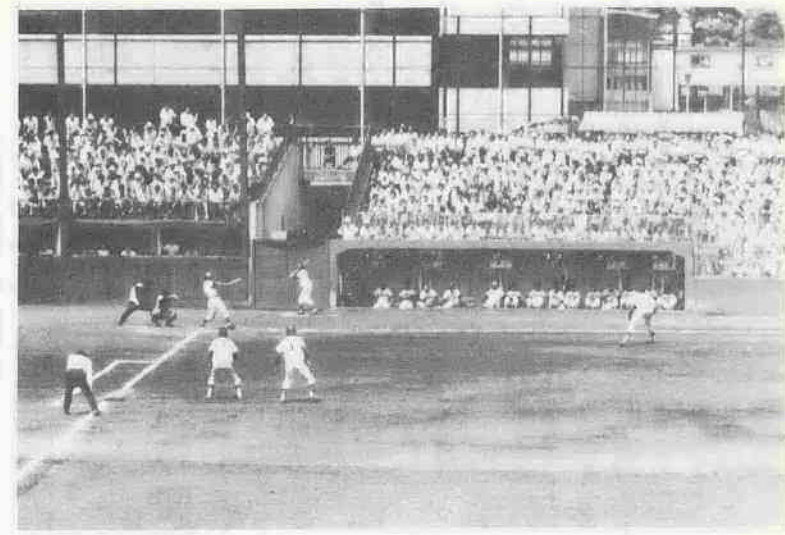
〈入札期日と会場〉
 8月18日(土)午前10時、高階公民館(大字砂新田16-3)入札参加者は必ず認印をご持参ください。
 ※公売土地の地積、最低価格、入札保証金等は次の表のとおりです。このほか詳細については、市役所区画整理課☎24-8811内線461-465へお尋ねください。

地積	最低単価	価額	入札保証金
m ² 当り	円	円	円
150.45	43,091	6,483,000	300,000
193.15	40,777	7,876,000	400,000
102.80	42,296	4,348,000	200,000
187.15	54,908	10,276,000	500,000
244.84	43,510	10,653,000	500,000
146.52	44,308	6,492,000	300,000
187.88	36,630	6,882,000	300,000
120.13	40,315	4,843,000	200,000
164.55	38,116	6,272,000	300,000
122.72	40,319	4,948,000	200,000

害年金等に該当すると思われる人に対する診断書の作成、
 ○更生医療(視力回復可能表の手術など)の適否、○あんま、マッサージ師の技能訓練希望者の相談など。

なお、相談は専門の医師および心理判定員があたります。相談希望者は、当日本人をつれて会場へおいでください。

このほか、わからないことは川越市福祉事務所☎24-1811(内線八七四)へお尋ねください。



川越工甲子園へ 四年ぶり二回目の出場

第五十五回全国高校野球選手権大会埼玉県予選で川越工業高校は強豪熊谷商業高校を7対2の大差で破り、晴れの甲子園行きを決めました。県予選は、四球場に六十五校が参加し、七月十九日から開始されました。川越工業は、岩槻商を11対0、不動岡を6対0、川口を5対1、上尾を6対1、飯能を4対0と連破し、七月三十一日午後一時から県営大宮球場で行なわれた決勝戦で、優勝候補の熊商を7対2でくだし、四年ぶりに甲子園出場となったものです。

〔写真は県営球場での決勝戦〕

日頃の成果を発揮 第5回三道大会

7月29日、川越武道振興会主催の「第5回三道（柔道・剣道・弓道）大会」が、川高と一中体育館で行なわれました。今回は三道合わせて約900人が参加、特に小・中・高の児童生徒が多く、層の厚さがめだちました。参加選手たちは、それぞれの部で、日頃鍛練した技を披露、成功裡に大会を終了しました。



楽しく有意義な一日 第4回勤労青少年の日

7月21日、川越勤労青少年ホームで「第4回勤労青少年の日」の記念行事が行われました。この勤労青少年の日は、4年前、働く青少年がよき職業人・社会人として成長することを願って定められたもので、当日は多くの若人でのぎわい、模擬店、フォークダンス、不用品バザーなどがあり、その純益金30,275円が「あけぼの児童園」へ寄付されました。



写真ニュース

みなさんのまわりで明るい話題がありましたら、企画課 広報係までご連絡ください。

バランスのとれた 栄養で夏バテ防止

7月31日、衛生課では県立盲学校跡(宮元町)と石原町公民館(石原町)の2カ所でキッチンカーによる「夏バテを防ぐ栄養指導」を行ないました。暑い夏を乗り切るにはバランスのとれた栄養を取ることが大切と、家族の健康管理を受け持っている奥さんたちが熱心に聞き入っていました。



ぼくら の 作文

ある日、私が学校から帰ると、急に、お母さんが、「まゆみ今度、埼玉県に、ひっこすよ。」と、私がおどろくと、お母さんが、「だって、この家もう古いでしょう。だから新しいところへ、ひっこすのよ。」



「ひっこすことは、お母さんが、こん度のふほ会の時、先生に話しました。」

転校

南古谷小四年 齊藤真由美

つそくプレゼントをあけてみました。ふではこ・えんぴつ・けしこ・下じき・色えんぴつ・えの具など、まだまだたくさんあつまりました。「これも、あついでうじょうなんだな」と、思うと、すぐさみしくなつてしまいました。さて、とうとうひっこす日が来ました。にもつをつんで、車にのると、友だちのことなどわすれ、新しい家のことばかり、きになりました。そして、一時間五分ぐらいで新しい家につきました。にもつをだして、へやがととのつてから、大の仲よしだった、斉藤さんのプレゼントして見ると、ふではこを出して見ると、その中に、斉藤さんの写真が入っていました。その写真は、いま、ふではこの中に入っています。東京の学校の友だちのことは、一生わすれないでいたいと思います。

川越の歴史



貴重な金石資料 養寿院銅鐘の銘文

河越経重については有名な養寿院の銅鐘について触れないわけにはいきません。鎌倉時代の銅鐘が現存しているのは埼玉県内でも非常に少なく、有名なものでは喜多院の正安二年(一三〇〇)の慈光寺(比企郡都幾川村)の寛元三年(一二四五)のがあるくらいで、きわめて重要な文化財といふことができます。しかも以下述べるように河越や河越氏についての銘文があり、その意味でも貴重な金石資料といえましょう。次に銘文についてみてみましょう。

武蔵国河肥庄 新日吉山王宮 鑄奉る権鐘一口長 三尺五寸

大檀那平朝臣経重 大勸進阿闍梨円慶 文應元年 庚申十一月廿二日 鑄師丹治久支 大江真重

「武蔵国河肥庄新日吉山王宮」とあるところから、以前に述べたように河越氏の開発してきた庄園である河越庄が、後白河法皇の信奉した新日吉社へ寄進され、さらにそれを機会に新日吉社を河越へ勧

河越経重については有名な養寿院の銅鐘について触れないわけにはいきません。鎌倉時代の銅鐘が現存しているのは埼玉県内でも非常に少なく、有名なものでは喜多院の正安二年(一三〇〇)の慈光寺(比企郡都幾川村)の寛元三年(一二四五)のがあるくらいで、きわめて重要な文化財といふことができます。しかも以下述べるように河越や河越氏についての銘文があり、その意味でも貴重な金石資料といえましょう。次に銘文についてみてみましょう。

武蔵国河肥庄 新日吉山王宮 鑄奉る権鐘一口長 三尺五寸

大檀那平朝臣経重 大勸進阿闍梨円慶 文應元年 庚申十一月廿二日 鑄師丹治久支 大江真重

「大勸進」とは寺院の建立のことを司る僧侶の職名で、「阿闍梨」とは、わが国では天台宗とか真言宗のような密教の寺の僧侶の意味に用いられており、一種の称号としても用いられております。円慶は上戸山王社の社堂上戸氏の歴代中の一人という説がありますが現在のところ仮説の域をでておりません。(以下次回へつづく)

市史編さん室

請したものとわかれております。ただ河越のどこへ勧請したのか、現在上戸にある日枝神社か、小仙波町の日枝神社なのかあるいは、ほかの日枝神社なのか、いろいろの説があつてわかつておりません。とにかくその日吉山王社へ長さ三尺五寸(約一・〇六メートル)の権鐘すなわち権の木の棒でつく鐘釣鐘を鑄造して奉納したわけですから、鑄造するさい河越の越に「肥」の嘉字をあてたものと思われまふ。この時代に河肥と書いてあるのは、現在のところ、この銘文しかありません。

「大檀那」の檀那は旦那とも書き梵語でいう「贈りもの」の意味だといわれ、財物を施してくれる信者を僧侶が呼ぶ呼び名のことです。「大」をつけたのは、たぶん経重が中心となり河越氏の一族郎党はもとより、平氏姓の各武士たちからも寄進を仰いで完成させたので、こういっただけでしょう。

句会 だより

「曜変」発行所句会

炎天の石裏返しても炎天 志摩 謙な人座りしあとの蠅叩く

カレー句はせ炎昼のビル無表情 誓女 岩壁に死の影を置く春の雷

初蝶へ身構へ青年父となる日 糸紅 残雪を雫もてえぐる千曲川

鬼瓦どっかと春月欠けはじむ 真澄子 炎日さしむ偽の乳房がゆれ通る

炎日の電車のどこか捻子ゆるむ 杜夫 夏木蹴つて馬の鼻孔はわらひけり

春の間に 若者の間で は、ギターは、ギターは、ギターは、

うまくいませません。そこで、みなで楽しくギターを覚えようとして青年会の中から生まれたのが、このギタークラブです。現在クラブ員は十五名で、週一回、午

グループ紹介

福原公民館 ギタークラブ

後七時半〜九時半までホークソングを中心に公民館で練習しています。また、月一回「歌」を会場で行ない楽しく歌いながらお互いの人間関係を深めています。そして公民館、青年会、4日クラブの事業にも積極的に参加し、大いに練習して、広範な活動を行ない、地域社会のために、明るい環境づくりを進めたいと張り切っています。クラブ員は、ほとんど青年会員ですが、特別の規定はありませんので、誰でも自由に参加できます。お気軽にどうぞ。

○時 間：茶道、料理は午後六時～八時。その他は、いずれも午後六時三十分～八時三十分。

○対 象：県内在住または在勤二十五歳以下の青少年。

○期 間：十月第一週から来年三月末週までの六カ月間。

○対 象：県内在住または在勤二十五歳以下の青少年。

○期 間：十月第一週から来年三月末週までの六カ月間。

○対 象：県内在住または在勤二十五歳以下の青少年。

○期 間：十月第一週から来年三月末週までの六カ月間。

○対 象：県内在住または在勤二十五歳以下の青少年。

○期 間：十月第一週から来年三月末週までの六カ月間。

○対 象：県内在住または在勤二十五歳以下の青少年。

○期 間：十月第一週から来年三月末週までの六カ月間。

○対 象：県内在住または在勤二十五歳以下の青少年。

○期 間：十月第一週から来年三月末週までの六カ月間。

○対 象：県内在住または在勤二十五歳以下の青少年。

○期 間：十月第一週から来年三月末週までの六カ月間。

○対 象：県内在住または在勤二十五歳以下の青少年。

○期 間：十月第一週から来年三月末週までの六カ月間。

○対 象：県内在住または在勤二十五歳以下の青少年。

○期 間：十月第一週から来年三月末週までの六カ月間。

○対 象：県内在住または在勤二十五歳以下の青少年。

○期 間：十月第一週から来年三月末週までの六カ月間。

○対 象：県内在住または在勤二十五歳以下の青少年。

○期 間：十月第一週から来年三月末週までの六カ月間。

○対 象：県内在住または在勤二十五歳以下の青少年。

○期 間：十月第一週から来年三月末週までの六カ月間。

○対 象：県内在住または在勤二十五歳以下の青少年。

おしらせ

結核予防のツベルクリン注射を行ないます

市衛生課では、6歳までのお子さんを対象に、次のように結核予防の注射、反応検査、BCG接種を実施します。もよりの会場でお受けください。ただし、学校などで受ける方は除きます。

ツベルクリン	ツ反応とBCG	会 場
8月20日(月)	8月22日(水)	芳野公民館
21日(火)	23日(木)	藤南南町集会所
22日(水)	24日(金)	霞ヶ関北公民館
23日(木)	25日(土)	小堤後集会所
25日(土)	27日(月)	寺尾公民館
27日(月)	29日(水)	福原公民館
28日(火)	30日(木)	大東中学校
29日(水)	31日(金)	高階公民館
30日(木)	9月1日(土)	山田公民館
9月1日(土)	3日(月)	古谷公民館
3日(月)	5日(水)	霞ヶ関公民館
4日(火)	6日(木)	霞ヶ関北公民館
5日(水)	7日(金)	南古谷出張所
6日(木)	8日(土)	名細公民館

○…時間はいずれも午後1時30分～3時です。
○…ツベルクリン反応の結果BCG接種を受けることになる場合、47年1月1日から同年6月30日までに生まれたお子さんは、9月中旬に種痘がありますので、BCG接種

はさけていただきます。
○…ご不明の点は、衛生課予防係(☎24-8811、内線253~4)へお問い合わせください。

在宅心身障害児の緊急一時保護

保護者や家族の方が病気に罹ったり事故にあったりして、在宅の重度障害児の世話ができなくなったときに、県と契約している施設が2週間以内を原則としてお預りする制度があります。たてまちは無料。お問い合わせは、川越児童相談所(☎42-1800~9=川越地方庁舎内)へ。

老人性白内障の方のために

厚生省では、昭和45年度から「老人性白内障手術費公費負担制度」を実施しています。老人性白内障は、一般に後天性のものが多く、手術によって視力を回復させることができるといわれます。65歳以上の方で、健保を使って手術を受けると、本人が支払う自己負担分と特殊眼鏡

が補助されます。くわしいことは社会福祉事務所(☎24-8811、内線871)へ。

聴覚障害児の早期集団指導

県立坂戸ろう学校(坂戸町片柳新田91、☎0492-81-0174)では、耳がよく聞こえない子どもやおしゃべりのおそい子どものために特別の学級を編成し、集団の中でのことばの指導を行なっています。
○幼稚部クラス(3歳児学級、4歳児学級、5歳児学級)。
○小学部6年、中学部3年、高等部3年。
○重複部(耳が聞こえないほかにもう一つ以上障害のある子どもが対象)。
このほか、0歳から2歳までの聴覚障害児のために、週1~2回教育相談部も開いています。ご利用をおすすめします。

8月21日の内職相談は

お休みします
相談員研修のため、8月21日(火)の内職相談は休みますのでご諒承くださるようお願いいたします。
なお、24日(金)からは通常どおり毎週火・金曜日に行ないますのでご利用ください。

納期のごあんない

市県民税……………第2期分

8月31日までに納めましょう

市民相談

市政相談	日曜・祝日を除く毎日	8:30~5:00
一般相談	"	"
交通事故相談	"	10:00~4:00
法律相談	毎月第1~第4木曜日	"
建築相談	毎週月・水曜日	"
内職相談	毎週火・金曜日	10:00~4:00
パート相談	毎月第2・第4火曜日	"
結婚相談	毎週水曜日	"

土曜日は正午までです。

市民サービス部(☎24-8811、内線861~6)

第26回市民体育祭

水泳の部でまくあけ

9月2日川高プール

市教委保健体育課

	自由型	平泳	背泳	バタフライ	リレー	メドレー	備考
ジュニアA	50	100	100	50	男400	400	リレーは単位とする。
13歳~15歳	100	200	200	100	女200		
ジュニアB	50	100	100	100		400	
16歳~18歳	100	200	200	200			
一般の部A	50	50	50	50	200	200	29歳以下
	100	100	100	100			
B	50	50	50	50	200	200	30歳以上
C	50	50	50	50	200	200	40歳以上

日時：九月二日(日)、午前九時、会場に集合。
会場：県立川越高校(郭町二一六)プール。
種目：次表をご覧ください。

○…八月十七日(金)、午後二時から、市民会館大会議室。
○…「田植機の性能と選び方」
―県農業試験場作物部長・伊佐山悦治氏。
―乗用トラクター
―自脱コンバイン等の正しい手入れと上手な選び方、使い方―県経連機械車輛課長・河田桂氏。
○…映画「トラクターの安全運転と点検整備」 稲の収穫作業」上映。
主催：市、市農委、市農研連

おしらせ

若い女性教室

市内在住、在勤の女性の方(学生は除きます)を対象に、次のように「若い女性教室」を開講します。会場は婦人会館(脇田新町10-2、☎42-6346)定員50人。
・日 程・8月28日=開講式。働く婦人の福祉。
9月4日=夏のスタミナ料理。
" 11日=余暇について。
" 18日=手芸(レンジフラワー)。
" 25日=結婚と生理。
10月2日= "
" 9日=スピード料理。
" 16日=日本文学に現われた女性像。
" 21日=日帰りの旅。
" 30日=結婚と法のしくみ。
11月6日=手芸。
" 13日= "
" 20日=職場と家庭生活の調和。
" 27日=正月料理
12月4日= "
" 11日=閉講式。

*経費は1,700円(料理材料代4回分および諸雑費)。ほかに手芸は実費を負担していただきます。
*8月20日から受け付けます。経費を添えて婦人会館へお申し込みください。

婦人教養講座「七宝焼コース」
中央公民館
・期 日・8月23日から9月13日まで、毎週木曜日、計4回。いずれも午前10時~正午。
・会 場・中央公民館(三久保町18-3、☎22-1394)。
・対 象・市内在住在勤の女性の方。定員30人。
・内 容・七宝焼の知識。ペンダント・ブローチ・指輪・ネクタイピンの制作実習。指導は石川幹子氏。
・受講料・無料。ただし材料費として2,000円
・申 込・8月17日から受け付けます。材料費を添えて中央公民館へ。

月例話し方勉強会8月の例会
南公民館
・8月の例会を次のように開きます。参加費

など一切無料、お気軽にご参集ください。
日 時：8月21日(火)、午後6時30分~8時30分。
会 場：南公民館(脇田本町1-2、☎43-0038)。
テーマ：「話し方の目的と機能」、講師は言論科学研究所員。
*会場の都合で30人までとしていますので、参加ご希望の方は、あらかじめ電話でお申し込みください。

火の利用は人類の歴史とともに始まり、炊事、暖房、照明などに分化してきましたが、なかでも照りは、いろりの火から、しょくどい、あんどん、ちようちん、ランプ、電とうと移り、そのつど人びとの生活の範囲を拡げてきました。埼玉県郷土資料室では、ひきり弓、ひで皿、ねずみ燈台、書見行燈、ぼんぼり、箱提灯、燈籠、絵ろうそく、石油ランプなど100点余りを集め、第45回展示「燈火のうつりかわり」展を開いています。
9月9日(日)まで、午前9時~午後5時。入場無料。ただし月曜日は休館日となっています。

民俗資料展「燈火のうつりかわり」

9月9日まで、埼玉会館

埼玉県警察官

昭和21年4月2日から同31年4月1日までに出生の男子で
A…大学を卒業または卒業見込みの方
B…短大、高校などを卒業または卒業見込みの方
*くわしいことは、川越警察署かお近くの駐在所、派出所にお尋ねください。

受 付…7月23日~9月25日(やむをえない場合は試験当日も可)
第一次試験…10月7日、川越地方庁舎ほか県内3カ所

川越警察署/新宿町1-1、☎42-0200

川越地区消防組合 消防職員

募集

- 満18歳以上23歳までの男子
- 中学卒以上
- 身長おおむね160センチ以上
- 視力・裸眼0.3以上きょう正1.0以上
- 弁色力完全
- 試験日…8月29日
- 筆記、面接、体检、適正について
- 8月20日までに履歴書、写真を消防本部へ、郵送も可

□初任給高卒51,700円 中卒50,100円
□他諸手当、公務員給付による
□制服等貸与

消防組合本部=元町1-2 ☎22-0700



着用しようヘルメット

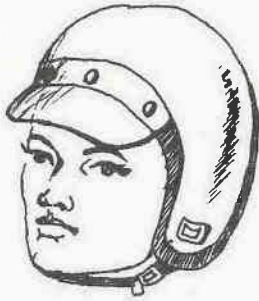
体・技能に合ったオートバイで

二輪車に乗るときに、ヘルメットをつけたいのは、メンをかぶらないで剣道をするようなものです。それに二輪車は不安定なので、ちよつとしたことでよく転倒し、他の車に接触しただけでもはねとばされてしまうことは、先刻ご承知のこと。

二輪車に乗っていて、衝突したり、転倒したときのショックは、シナイ(竹刀)で打たれたときの比ではありません。頭を太い鉄棒で殴られるのと同じことです。

二輪車愛用者にとつて、ヘルメットは命を守る防具です。自分によく合うじょうぶなヘルメットを必ずかぶりましょう。

ところで、世は「ナナハン時代」とか。



排気量七五〇ccの大型オートバイは、あなたの体格や技量にマッチしてありますか。

自分の力量に及ばない大型オートバイや、無謀運転は事故のもとです。現在持っている人も、これから買おうとしている人も、よく考えてください。

警察にも「ナナハン」の白バイがありますが、「ナナハン」に乗る

警察官は、すべてベテランで体格も大きく、技術も抜群、冷静な判断力をもった人たちはばかりです。

子どもさんをお持ちのご家庭では、よく考えてください。最近ナナハン少年が暴走して事故を起こ

し、死亡したという交通事故がありました。調べてみると、子どもが免許を持っていないことを承知で、せがまれやむなく買ひ与えたということでした。

寝むく——降りていっぷく

危険な過労運転の防止

暑さが厳しくなると交通事故も急に多くなります。とくに、運転手の居眠り運転など、過労による事故がめだちます。

- ① 車内の空気をときどき入れかえ換気をよくする
- ② 車をとめて外に出て、軽い体操をするなどして気分転換をはかる
- ③ 交通の妨害にならないよう、あき地やドライブインなどで、短時間でもよいから睡眠をとる

居眠り運転は、酒酔い運転と同様、非常に危険で、精神的な疲労をはじめ肉体的な疲労、睡眠不足や深酒などが大きな原因になっています。

運転中に居眠りが起こりやすいのは、次のような場合です。

- ① 混雑のはげしい道路から解放されて、交通量の少ない道路に出たとき
- ② 単調な高速道路を走っているとき

交通指導員から一言

夏休みに入り、子どもたちの学習や指導も学校教育から家庭での教育に移りました。夏休み中、子どもたちを交通事故から守るためには、家庭での親の指導が最もたいせつです。

あなたの家庭では、親として事故防止の心構えは万全ですか。知っていても教えることはむずかしいものです。

お母さんの注意で

幼児を事故から守ろう

月吉町一七一六 後 藤 隆

例年夏休み中は、小学生よりも幼児(三〜五歳)の交通事故が非常に多くなっています。

- ③ 飛び出しによるものが多い
 - ④ 親が同伴中のももの多い
- 次これら事故原因を考えて

みますと、午後の忙しい時間には幼児に対する母親の注意力が届かない。自宅付近では幼児の気がゆるんだり慣れから、道路への飛び出しをする。親といっしょにいるときは、幼児の安心感が事故につながる……などが考えられます。

いずれにしても、幼児を交通事故から守るためには、つねに親の目が届いていませんと交通事故にあう危険があるといえましょう。

お母さん方の細心の注意で、幼児を恐ろしい交通事故から守ってください。

みんなが実践しよう

昨年11月に「埼玉県交通安全憲章」が制定になっています。この憲章は、交通事故のない幸福な家庭と、平和で明るい郷土「埼玉」をつくることを目的に制定されたものです。そこでみなさんに実践していただくように憲章の内容を紹介します。

- ① わたくしたちは、つねに正しく歩行し、危険な横断やとび出しはしません。
- ② わたくしたちは、つねに安全運転につとめ、スピードのだしすぎ、むりな追越しはしません。
- ③ わたくしたちは、飲酒運転の追放につとめ、運転するときは酒を飲ませません。また飲みません。
- ④ わたくしたちは、交通安全運動や交通安全講習などに、すすんで参加します。
- ⑤ わたくしたちは、子どもや老人、からだの不自由な人たちを、交通事故から守ります。
- ⑥ わたくしたちは、交通事故をおこさないよう、またあわないよう、いつでもどこでも、愛のひと声をかけあいます。
- ⑦ わたくしたちは、よい交通環境をつくることにつとめます。

埼玉県交通安全憲章

昭和三十一年六月十日第三種郵便物認可
月二回(十日・二十五日)発行(一部四頁)

とじて保存しましょう。いつかお役にたつことあると思います。

発行所 越川報 市役所
川越市元町二丁目三番地 三五〇